

平成21年9月甲良町議会定例会会議録

平成21年9月25日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成20年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第10号 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第12 議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第50号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第31号 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき、議

決を求めることについて

第19 議案第36号 甲良町グループハウス設置等に関する条例

第20 議員派遣について

第21 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	濱 野 圭 市	2 番	丸 山 恵 二
3 番	木 村 修	4 番	金 澤 博
5 番	山 崎 昭 次	6 番	宮 寄 光 一
7 番	建 部 孝 夫	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	西 澤 伸 明	10 番	藤 堂 与三郎
11 番	北 川 豊 昭	12 番	山 田 壽 一

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	山 崎 義 勝	教 育 長	藤 原 新 祐
総 務 主 監	野 瀬 喜久男	会 計 管 理 者	橋 本 敏 治
教 育 次 長	川 並 孝 一	保 健 福 祉 主 監	山 崎 義 幸
産 業 振 興 主 監	茶 木 朝 雄	建 設 水 道 主 監	中 山 進 造
人 権 主 監	米 田 義 正	総 務 課 長	山 本 貢 造
保 健 福 祉 課 長	大 橋 久 和		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	村 田 和久廣	書 記	宝 来 正 恵
---------	---------	-----	---------

(午前 9時25分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 金澤議員および5番 山崎議員を指名いたします。

これより、町長の提案説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 改めまして、おはようございます。

本日は、ご多用の中、9月定例会最終日にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

9月9日に招集いたしました今期定例議会につきましては、一般質問、本会議ならびに付託案件について、予算決算常任委員会を開催いただき、慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、追加提案させていただきます案件1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案36号は、甲良町グループハウス設置に関する条例の制定であります。下之郷地先の古民家を改修して新たに設置するもので、自宅で生活するのに不安がある人が共同生活することによって助け合って生活を営む場の提供という新しい取り組みであります。この条例制定についてご審議いただきますとともに、議案31号および付託案件ともども適切な議決を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。どうかよろしく願います。

○山田議長 それでは、日程第2 認定第1号から日程第17 議案第51号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

北川委員長。

○北川予算決算常任委員会委員長 甲良町議会議長 山田壽一様。

予算決算常任委員会委員長 北川豊昭。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会

議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

認定第1号 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第2号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第3号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第4号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第5号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第6号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第7号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべき者と決定。

認定第8号 平成20年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第10号 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

審査の結果、認定すべきものと決定。

議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。
議案第50号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。
議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

審査の結果、いずれも原案可決。

審査経過。

認定第1号 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入の部。

町税の不納欠損は711万2,000円であるが、年度別、理由別明細はとの問いに、平成14、15年度分で、町民税では、死亡4件、所在不明3件、生活困窮43件の計50件118万6,000円であり、固定資産税では、死亡12件、所在不明8件、倒産2件、生活困窮67件の計89件568万7,000円である。また、軽自動車税では、車検時に納税証明書が必要であり、廃車手続を指導しているが、死亡2件、所在不明3件など計31件であるとのことであった。

教育使用料で、資料館・体育館使用料の内訳はとの問いに、資料館使用料は、犬上少年センター21万円が主なものであり、体育館使用料は、中学校125件、西小学校60件であるとのことであった。

ほけにもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

長寺・呉竹総合センターの相談事業の内容はとの問いに、教育相談は保・幼・小・中と連携し、原因把握に努めている。就労相談は、ハローワーク等と連携し行っている。生活相談は、話に耳を傾けることにより町民との信頼感を深めているとのことであった。

外出支援事業委託事業の登録者数、出動件数は、また今後の方向性はとの問いに、登録者数は平成20年度137人で減少しているが、これは心配で登録しているが親戚や近所の方に助けていただき利用されていない方々の減と新規登録も毎年30人から40人あり、このような数字になっている。出動件数は毎年3,400件余りで横ばいである。新甲良町総合計画の住民アンケートにおいて、公共交通手段への不安が大きくあらわれているので、町公共交通のあり方調査業務にも提案していきたいとのことであった。

草・木くず処理委託について、学校行事や自治会事業については行政が処理されている。しかし、住民の家の葉刈り等は、ごみにも出せず、野焼きもできない状況であり、処理に困っているが、どのように考えているのかとの問いに、野焼きを減らす方法や町が収集するなど、今後検討していくとのことであった。

有害鳥獣駆除委託の活動内容はとの問いに、猟友会に委託し、カラス8羽、シカ12頭、サル10匹駆除し、おりでのイノシシ捕獲は9頭であったとのことであった。

商工会補助金に関連して、せせらぎ街路灯が商工会会員により設置されているが、近年の経済不況等により会員の退会等で維持管理費が出せなくなり、自治会に管理申し出がある。字内の重要な防犯の役目もあるが、維持費が高く苦慮している。町で維持管理できないかとの問いに、集落内は自治会で集落間は町で管理することになっているが、今後も増えることが予想されるので、商工会と検討していくとのことであった。

給食センターにおいて、学校給食の地産地消の状況はとの問いに、野菜はせせらぎ農園から24品目32%の状況であり、米は100%で、サンファーム50%、農協50%であるとのことであった。ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

資格証明や短期証明の発行数はどうか、また不納欠損と関連していると思うが、発行を目的としているのかとの問いに、資格証明28件、短期証明47件である。発行を目的としているのではなく、生活苦の人が多いいことも理解しているが、税の公平性もあり、理解願いたいとのことであった。

特定健康診査の受診率39.4%であり、低いように思うが、県下の状況は、また、人間ドック申し込みがすぐ締め切られたが、枠を増やすことはできないかとの問いに、本町の受診率は県下で上から5、6番であり、県平均は三十数%である。また、人間ドックやメタボ健診は補助金があるが、特定健診や経過健診は一般会計の繰入金で行っていて、人間ドックの枠の増は県との補助金調整と本町の予算との兼ね合いが必要である。メタボ健診や経過健診の増は可能であるとのことであった。ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

特に質問はなかった。しかし、後期高齢者医療事業等へ移行するため閉鎖される会計ではあるが、総括はしていただきたいとの意見があった。

認定第4号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国・県の補助金と公債費との比較検討から、使用料を減額できる方向性が考えられるが、どう検討しているのかとの問いに、公債費充当財源は、基金繰入金5,000万円、一般会計繰入金交付税算入分8,691万1,000

円、その他町単費分1,733万2,000円、町債8,000万円である。平成20年度末の水洗化率が53%であり、今後水洗化率が上がり、使用料が増加すれば、公債費に充当もできると考えるとのことであった。ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

調定額の計上方法および予算との関連はどの問いに、調定の方法は、財務規則第27条に規定されているが、額が確定したとき等である。また、予算は確実な収入分を計上しているとのことであった。

以前は管理職中心で徴収対策本部があり、滞納整理していたが、現在はどのような体制で行っているのか、また、10月より収納促進課にスタッフ配置されるが、滞納整理をどうするのかとの問いに、現在は各担当課に徴収グループを置き、担当分野を定期的に滞納整理している。また、収納促進課のスタッフは県職員と4名で、目標は、①滞納額を減らすこと、②職員の技術向上である。これに沿い、全職員研修を行ったとのことであった。

滞納の理由別はどの問いに、死亡6件、返済意思欠如6件、生活保護5件、毎月納付14件、遅れながら納付25件など全体80件であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

住宅新築資金等貸付事業会計と同様に考えると、滞納分が計上されていないのはなぜかとの問いに、実質計上主義で行っているとのことであった。

額の確定後、入金のない部分は調定に計上すべきではないかとの問いに、実情把握し、確定したら後は計上するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成20年度末の残債はどのくらいかとの問いに、決算書にも計上のとおり繰り上げ償還を全額しており、今年度末ではありません。今後の売れた分は一般会計に返していくとのことであった。

永代使用料促進事業補助金の利用がないが、PRをどのようにしているのかとの問いに、町ホームページ等で行っている。今後もPRに努めるとのことであった。ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成20年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定者372人と利用者354人の差18人が利用していないことになるが、理由はとの問いに、理由はわからない。今後更新時に確認するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見はなかった。

認定第10号 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

先日、報告があった多賀町への給水計画が実現した場合、使用料をどのくらい軽減できるかとの問いに、水道会計の経営安定が重要であり、基本料金の軽減など、いろいろな方向性を運営委員会で検討するとのことであった。

石綿管の更新完了はいつごろかとの問いに、平成21年度完了であるとのことであった。

新設配水管工事補助金とは何かとの問いに、個人の配水管取り出しに対して、要綱に合えば20%の補助金を出しているとのことであった。

町内でかなりの工事が進んできたが、道路の陥没がところどころ見受けられる。常に点検していると思うが、体制はとの問いに、課員が現場等に行くとき、および職員が確認したときに報告していただくようにしているが、今後も十分点検していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

狭隘道路整備等促進事業補助金とはとの問いに、幅員4メートル未満を4メートル以上の道路に改良するための制度で、補助率50%、平成21年から25年までの5年間の事業であり、今年下之郷・金屋での事業を対象にしている。また、地元負担はないとのことであった。

定住自立交付金配分金の充当先はとの問いに、総務費の定住自立推進費179万円と農林水産業費の農業振興費に409万円充当しているとのことであった。

農業振興費の各種栽培設備導入費とはとの問いに、サクランボの根域制限栽培を町・県・農協と連携し、試験導入を行うとのことであった。

子育て応援特別手当の内容と時期は、および課税対象かとの問いに、緊急経済措置で平成21年度のみで、1人当たり3万6,000円を支給する。申請期間は10月1日を基準日として12月から6カ月間受け付ける。それ以降は申請を辞退したものとみなす。また、一時所得となり、控除額の50万円を超える方は課税となるとのことであった。

災害救助費で新型インフルエンザに対処するため、マスク、石けん等をストックするとのことであるが、ワクチン接種補助の検討はとの問いに、危険性は感じているが、現在は検討できていないとのことであった。

高虎サミット準備事業補助金が40万円計上されているが、来年開催するにはこの金額で準備できるのかとの問いに、平成22年5月上旬開催を予定しており、10月中旬に実行委員会を開催し、内容等を検討していく。12月、3月に補正予算をお願いしたいとのことであった。

商工会で政策した「とらにゃん」も傷みが激しく、また、軽快に動けるように新調することを検討していただきたいとの意見もあった。

理科教育施設整備費の内容はとの問いに、国の指導要綱に基づく人体模型型の備品購入であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

特に意見はなかった。

議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）。

特に意見はなかった。

議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

自治会施設水洗便所改造等補助金の交付先、補助率は、また寺社は対象になるのかとの問いに、正楽寺公民館分で交付限度額が100万円であるとのことであった。また、寺社は対象外とのことであった。

議案第50号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

補助金返還金とはとの問いに、前年度にもらい過ぎていた補助金等を返還するものであるとのことであった。

議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

特に意見はなかった。

以上、報告を終わります。

○山田議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

一般会計の決算について討論をいたします。主な内容について、以下述べてまいります。

決算認定にあたって何が大切なのか考えてみました。1年間の事業を総評することですから、町民をめぐる、また地域をめぐる状況がどうなっているのか、そのことにどう向き合ってきたのかを大筋で総括することが大事だと考えます。町民を取り巻く経済状況では、昨年秋のリーマンショックと言われるアメリカ発の金融危機が挙げられます。これを口実に、まず非正規切り、社員の首切り、やがて正社員の身分も待遇も脅かされました。町内の中小商工業、建設業にも仕事がない、借金が返済できない、税金類が払えないという状況をつくり出しました。政府の賃金統計でも、労働者の賃金が9年間連続で減少しています。米価は暴落を続けて生産原価を償えないだけでなく、農業従事者の時間給は、ついに200円を切るまでになり、後継者問題はますます深刻になるばかりです。

町行政の事業では、確かに決算概要、13ページの上段に書かれているように、いろいろな取り組みがされてまいりました。しかし、町民のこれらの苦難にどう向かったか、どう向き合おうとしているのか、大事なポイントであります。園芸作物振興事業では、以前に比べると大幅に拡充されて評価ができます。12月に実施された高齢者世帯や障害者世帯などへの灯油等への生活支援は大変喜ばれました。このような喜ばれた施策をうんと広げていく必要があります。しかし、これは一時的、限定的なもので、政府の給付金のようなものではなくて、平等に支援策が行き渡るものでなければなりません。

また、20年度最終盤で取り組まれた町民へのアンケート実施について、実施時期と内容を全く違ったことを指摘しないわけにはいきません。新総合計画策定のためだと理由づけられましたが、これは以前3月議会でも私、述べました。山崎町政が掲げる中心的事業であるふるさと交流村計画について、町民の意見を求めることを意図的に避けたと思われれます。農業振興や地域振興と深く連動させるというならば、町民の声、提案、賛否、住民合意が何よりも大事なはずであります。町民の意見を聞く機会に構想発表した3年前からあったものでありますが、また、最後の機会にもみずから踏みにじったものと言わねばなりません。甲良町活性化の決め手だと言いながら、山崎町長みずからふるさと交流村計画そのものに自信がないあらわれではないかと私は思います。

税金を使う、また、税金を使う優先順位という角度からも、ふるさと交流村のハード関係約7,600万、福祉空間約3,800万円、呉竹センター約1,600万円、合計約1億3,000万円というまとまった予算の半

分6, 500万円をさまざまな事業に、例えば農産物の価格保障、子どもの医療費無料化の拡充、75歳以上のお年寄りの医療費の助成、住宅改修などに振り向けられれば、安全安心の暮らし充実に役立つものと考えますし、町民もこぞって歓迎をするものであります。

町政をゆがめる1つに、同和特別事業の体制継続からの卒業が欠かせません。財政の面からも町民の暮らし、平等を実現するという観点からもぜひ必要です。固定資産税の減免にかかわって、税の減免ではなく、長年の差別の結果の補填と見るべきだという意見がありました。一言反論しておきます。

税目の計算根拠となる過程での減免ではなく、算出された税額に対する減率を掛けることの仕組みから、あくまで税の減額および免除制度です。税の応能負担、つまり経済的能力に応じて負担するという税の大原則に立って、経済力のない方への減免制度は大いに充実させるべきだと考えていますし、今後も充実させていただきたいと思えます。

来年度の予算編成にこれらの点を生かしていただくことを求めて、反対討論とするものであります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。

甲良町一般会計歳入歳出決算について、私は賛成討論しておきたいと思えます。

まず、歳入面においてですが、いつも問題になってまいりますのが滞納問題でありますけれども、15日の予算決算常任委員会においても、その内容等は行政サイドから説明を受けまして、本当に苦労の様子は理解いたしますが、滞納をなくすためのプロジェクトチームが編成されていても、毎年その額が増え、さらに5年を経過した分については不納欠損として処理され、終わりとなります。額については、報告された皆さん方の方がよくご存じですのであえて申し上げませんが、今後は積み上がる額が少しでも少なくなるよう地道な頑張りをお願いしたいと思います。

また、一方で、脆弱な町財政でありながら、補助事業をうまく活用しながら町単独事業において安心して暮らせるライフラインの整備や、東学区に対応するための西学区交流センターの整備、地域介護福祉整備事業、農業従事者に希望を与える園芸作物への事業展開等は、今後の甲良の行政運営に不可欠なものであると高く評価をして、賛成討論にかえます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 到着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 国民健康保険会計の決算であります。反対討論をいたします。

先ほど一般会計でも述べました町民の暮らしの現状、経済的な行き詰まり、そして、それぞれの階層でも本当に支払いが大変、こういう格差と貧困が広がっている中に、この国民健康保険の問題も対応すべきだと考えます。そういう点では、一般会計からの繰り出しを増やしている自治体が幾つも出てきています。また、そういう点でもそういう会計の処理についても大きく踏み出していく必要があるものと考えます。

そういう点で、全体的に行き渡る国民健康保険の世帯割あるいは平等割の引き下げ、これが必要であります。そして、保険証の交付について、委員長のまとめでもありました、短期保険と資格証明で100近い人数がここで出されています。その方たちは実際に経済的な弱者であります。国民皆保険という立場から見ても、この保険証については原則交付するという明らかな原則に立って運営をしていく必要があります。そこをぜひ改善をしていただきたいと思っています。

さらには、人間ドック、脳ドックの非常に好評であります。他市町村と比べますと7割の保障という点でも甲良町の補助の内容は評価できるものであります。そのことから、通知をすれば、いきなり3日、4日で枠がいっぱいになる、こういう状況でありますので、一般会計との連携、事業対応等も考えながら、この人間ドック、脳ドックの枠をぜひ広げていただくことを申し述べて、反対討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この会計は、委員長報告でもありましたが、後期高齢者医療制度の引き継ぎとして閉鎖を予定をされているものであります。私は、限定的な期間ということで、決算に臨んで賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

下水道会計については、それぞれの事業、努力をされておられると思います。ただ1点、私が以前から言っています公共下水道負担金の地域の格差の点であります。ここは、この点でもこの会計の最も大事なところであり、改善が求められているところでもあります。そういう点から見まして、私はこの認定に賛成できないことを表明させていただいております。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 住宅新築資金については、一般会計からの繰り出しが今期もされました。そういう点で、委員会でも私、述べましたが、こういうような状況になった総括的なところ、根本のところを目を向けて、なぜそういうようになってきたかという点で総括がありません。この点では、滞納が発生した問題は、表面的には経済的な問題が大きいだろうというように思います。しかし、個別には答弁の中にもありました、事業や、それから行政そのものに対する不満を述べられる方がいるという点でも、借りたものは返すという大きな原則に立って説得をしていく必要があります。

同時に、特別な事業ではなくなつたと。つまり、返済は続きますけども、この事業としては終息に向かう事業であります。そういう点では、滞納をされている方に経済的な状況も加味しながら、勘案して相談に乗りながらもありますが、そういう特別体制が終わって、実際にそういう自立に向かう地域をつくる、そして生活に向かうということが大事なところですので、そういう特別事業が終わったことを行政として宣言をし、本人に告げて説得をする立場を持つ必要があります。そういう点では、この滞納を累積をしてきている根本の問題に向き合う総括がないという点が私は残念であります。そのことを述べて、反対討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

土地取得造成事業特別会計について、委員長報告の中でも触れていますように、調定額に滞納分、つまり未収金の計上がされていないという点でも、町民に対する滞納を回収する、滞納がこれだけであるということから出発をする必要がありますが、この点から見ても、私は予算の計上そのものが非常に異常だというように思います。

もう一つは、用地の買収をして分譲宅地を造成をしていったわけですが、その事業に対するこれだけ、私が監査請求をした時点は1万6,000平米51カ所でありました、若干改善をされて、努力をされてきているわけですが、依然として改善ができないところがありますし、中には土地の地番について幽霊土地、つまり確定ができない地域があるということが判明してきました。そういうような事業を招いた、そういう事態を招いたという点でもきっちりと総括をしていただきたいというように思います。

これは、一般会計を圧迫している問題であります。土地代金の未収、それから残地はそのまま財産として残っているものの一般会計から繰り出して私たちの税金で購入をした部分であります。そういう点からも、回収という立場からも一般会計を圧迫をし、この改善がぜひ求められているところでありますので、承認できない、認定できないということを申し上げて反対討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

住民が求めている事業を進めてまいりました。そういう点ではさまざまな問題を抱えています。しかし、ここまで来て、借入金の残高について底になりました。今後、いろんな工夫をし、改善をしていくことが委員会でも述べ

られましたし、また、墓地公園のいろんな施策も今後の課題であります。町民、併せて行政が先頭になり、知恵を集めてこれの会計の改善に向けていく必要を提案をして、賛成討論をいたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成20年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この介護保険の会計についても、一般会計の経済状況を述べました。こういう点からも負担の軽減、パーセンテージの率はいろいろと検討があると思いますが、町民の暮らしや、それから利用の度合いなどを見ますと、軽減策を少しでも導入をするという立場をぜひ示していただきたいというように思います。この間、介護保険の制度が始まってから何年かがたちました。という点でも、定着をしてくれていますし、それから問題点も多く指摘をされています。介護保険料の引き下げや利用料そのものの引き下げについても、経済的な能力に勘案しながらこの制度を導入をしていく必要がありますし、この軽減策の導入の検討がなかったということを申し上げて、認定には賛同できないということを表明させていただきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この制度は、国の段階でも大幅な見直し、もともとの制度の枠組み自体に疑問点が集中をして、75歳で枠を切る差別的な制度であることが指摘をされています。こういう点で国民皆保険制度として支え合う制度の中身から見ても、趣旨から見ても反するものでありますし、以前からも述べています。廃止に向かう方向でも政権がかじを切る、こういう流れとも相まっています。この会計としても賛成、承認できないことを表明しておきます。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

水道会計については、料金体系の見直しを進めていく必要が述べられました。また、多賀町との連携のところ、会計の繰り入れも予想しながらこの方向が述べられています。その点からも私は賛成をするものでありますし、同時に、必要な事業として問題点がなかったというように思いますし、この間のそれぞれの水道会計の運営について評価をして、賛成討論とするものです。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

認定第10号を採決いたします。

委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 21年度の補正予算について、経済的な状況に対応する、この点でも幾つか対応がされているように思います。しかし、根本的に経済的な弱者、そして農業の不振、そういうところに根本的に対応する施策の抜本的な組み入れが私は必要だというように思いまして、この対案を盛り込んでいただくことを私は述べておきたいというように思いますし、この補正予算についてはそういう方向が見えてこないことを申し述べて、反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

国民健康保険については、決算でも示されていますが、累積の滞納額がまた増えています。また、実際一人一人の納税者の状況は大変な状況だろうというのが推測されます。そういう点で、先ほども述べましたが、不況型や、それから生活困難型に対応する必要がありますし、少ない額であります、

決算で生じた黒字分、一般会計からの繰り出しも含めて手当てをして、町民へのアピールを兼ねて支払いの督促と促しと、そして公平な状況をつくり出すというのが必要です。そういう点でも、少額の金額ではありますが、町民への暮らしへの支援のアピールにもなっています。そういうことを今回決算を終えた後の補正予算という点でもこれは示すべきだと思いますので、反対討論とします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

この特別会計は、閉鎖を予定をされています。そういう点で限定的な機関ということで賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

一般会計のところでは述べました点と共通をいたします。しかし、今回の補正予算という限定的な枠で見まして問題なし、今まで通常予算、当初予算の点について立場を述べてまいりましたが、補正予算という限定の枠内で問題なしということで思いまして、認定の討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

これについても一般会計で述べた立場であります。同時に、介護保険については制度が改定をされています。私たちから見れば改悪の中身であります。認定の基準がそれぞれ変わっていますし、今回また、今年度については介護保険料の引き上げがありました。そういう点から、町民の暮らしに対応するところがあるところとありますし、そこから見れば私は反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 この補正予算については、この制度の廃止を掲げた民主党中心の政権が誕生しました。私たち日本共産党もこの後期高齢者医療制度そのものを廃止をし、75歳という枠組みで制度を囲う、そして別建ての保険制度、そして保険料の徴収、こういう差別的な立場の保険制度は廃止をすべきだと主張してまいりました。という点で、8月に行われた総選挙で、先ほど言いました民主党中心の、この政策廃止を掲げる政党を中心とした政権ができたということを重く受けとめていく必要がありますし、現場で私たち仕事をする者としても、この後期高齢者の医療制度が潤滑に回っているように見えますが、制度そのものの欠陥をなくすことができません。そういう点では、この一会計であり、一補正予算であるということから見ても承認はできないというメッセージを送っていく必要がありますし、そのことを申し述べて反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第31号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案第31号について、討論いたします。

まず最初に、この協定の手続の点について、民主主義の原則に反することを述べたいと思います。去る8月17日の定住自立圏にかかわる研究会で、定住自立圏形成協定を急ぐ趣旨が説明をされました。このとき議会と住民の検討や合意を軽視した進め方が心配されましたが、今回、その心配が見事の中をしたものであります。主催をした彦根市長でさえも、総選挙告示の前日となり十分な検討期間が保障できなかったことについて長々と言いわけに終始をせざるを得ないものでした。しかも、法律の専門家であり、中央省庁の幹部職員を経験した方の一方、合計の2人が飯田市の事例を聞いて当初の認識と異なっていたことを告白したことは、形成協定の審議の上でも大変重

要であります。すなわち会場での説明は、定住自立圏にかかわる割り増し交付税を受けるためには細目にわたる協定内容と共生ビジョンが必要だと認識していたが、定住自立圏をつくるという意思を明確にする協定を結ぶ必要がある。それは細目ではなく大枠でいいというものでありました。

ところが、ふたをあけてみれば、割り増し交付を受けられるにはこの協定と共生ビジョン、2つの要件が必要というもので、説明が二転三転しています。これらのあいまいな説明は、この定住自立圏構想が法律、制度の根拠に基づいていないからであって、研究会でも明らかになりました。

その上、さきの総選挙で政権交代後、この構想そのものが存続するか、引き継がれるかも不確定であります。内容についても納得できないことが幾つもあります。共通する事業は、中心市宣言をした彦根市がマネジメントの権限を持ち、予算配分もすべて中心市に渡され、彦根市の一般会計から配分される。これはますます甲良町が自立しにくい状況に追い込まれていく危険が高いものだと言わねばなりません。

さらに、わざわざ定住自立を形成しなければならない必要性と必然性ができないことでもあります。例えば公共交通の制度についてであります。今日、朝、愛荘町の議員から連絡がありました。公共交通の検討委員会を開いているが、当初の一番最初の検討のところで彦根市が進めているデマンド交通を採用してほしいという当局の提案があったと。そして、選ばれた審議会の委員さんは、何のために私たちが選ばれたのか、既に結論は決まっている、こういう意見が出たそうでありますし、連絡のあった議員からは、彦根市の枠組みを最初からつけられた制度となってしまう。つまり、愛荘町で言えば彦根市との経済圏もありますが、同時に東近江市、旧八日市、そして近江八幡市との関連も非常に経済圏が強い。そことの連携、交通体系をどうするのかということが愛荘町では必要なのに、最初から彦根市との連携だけが枠組みをされる、こういう点で独自の検討ができなくなっているという報告があったわけであります。

甲良町に目を向けてみても、公共交通の制度の構築は、甲良町の地理、そして町民のニーズ、公共施設の分布にもよってまいります。そういう点で、甲良町の独自の交通体系、公共交通の体系が必要です。あえて彦根市との整合性を組み入れる必要はないものだと考えますし、彦根市との連携があるとなれば、彦根市民病院、あるいは友仁山崎病院などでありまして、自治体を越えて動く場合、また甲良町内でもその公共交通の許認可は運輸局が関与するものであります。

また、その地域で連携するごみ処理や斎場などは既に一部事務組合が置かれており、あえて定住自立圏などという法の根拠のない制度に加わって必要

がないものと考えます。今必要なのは、甲良町で何が 필요한のか、そしてどういふ点で総括が要るのか、そして、甲良町だけでできないものは連携をどういふようにするかという個別対案が私は必要だと思います。何よりも甲良町の中で何が必要かという点で、最初から彦根市の制度、彦根市の体制の枠組みをはめられた論議が出発をするというのが、愛荘町は公共交通の事務局が置かれているところであり、そういうところでさえもそういうようになっていふ点からしても、この定住自立圏の協定を私は急ぐ必要なし、もっともっと町民的論議、議会の中での論議が必要だということを申し述べて、反対討論とするものであります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第19 議案第36号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第36号 甲良町グループハウス設置等に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年9月25日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する議案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第36号 甲良町グループハウス設置等に関する条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条の趣旨でございます。この条例は、甲良町グループハウスの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとするものでございます。

第2条の設置でございます。入居した高齢者が自立した生活を維持できるよう支援するためグループハウスを設置するという設置目的でございます。

第3条の位置および入居定員でございます。位置および入居定員は、1号で甲良町下之郷1511番地、2号の入居定員は5人と定めるものでござい

ます。

第4条の入居対象者でございます。入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えているものとするということで、1から4号まで挙げております。おおむね60歳以上の者、甲良町内に引き続き1年以上居住している者、独立した生活をするのに不安があるが、基本的に自立して日常生活を営むことができる者、また、入居者相互が助け合いながら共同生活を営むことが可能なものということが入居対象としております。

第5条の入居手続等でございます。入居を希望する者は、規則で定めるところにより町長に申請し、承認を受けなければならないということで、2項では、町長は、前項の規定により申請があった場合には、別に定める甲良町グループハウス入居審査会に意見を求め決定するものとする。3項では、グループハウスの管理上必要があると認められるときは、前項の承認に条件を付することができるというものでございます。

第6条の使用料等でございます。使用料は、別表に定める使用料を納付しなければならないということで、2万円を定めております。2項では、使用期間がひと月に満たない場合の使用料の額は、日割りにより計算した額、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とするというものでございます。

第7条の利用料金でございます。地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が指定するグループハウスの利用に係る料金は、指定管理人の収入として収受させるものとする。この場合において前条の規定は適用しないということで、2項につきましても、利用料金は前条第1項に定める額と同額とする。

第8条は、費用負担でございます。入居者は、使用料のほか、食費と個人の生活全般に係る費用を負担するものでございます。

第9条は、禁止行為等でございます。次の各号に規定する行為をしてはならないということで、1から3号まで掲げています。入居する権利を譲渡し、もしくは転貸し、又は入居の承認を受けた者以外の者を同居させること、2号では、承認を受けることなく施設、設備等に特別の工作又は変更を加えること、3号では、騒音、振動、大声等により他人に迷惑をかけることでございます。

第10条の入居承認の取り消しでございます。1号から6号まで掲げております。指定された日までに入居しないとき、2号では、入居申請の内容に虚偽があることが判明したとき、3号では、使用料を3カ月以上滞納したとき、4号では、届け出なく不在にしたとき、5号では、前条の規定に違反したとき、6号では、前各号の掲げるもののほか、入居を継続しておくことが

著しく不適當であると町長が認めるときでございます。

第11条の退居でございます。入居者は、入居の承認と取り消されたときには、町長が指定する期限までにグループハウスを退居しなければならないというものでございます。

第12条の原状回復の義務でございます。退居するときには、直ちに家財等を撤去し、施設、設備等を原状に復さなければならない。第11条の規定により入居の承認を取り消されたときも同様とするものでございます。

第13条は、指定管理者による管理でございます。グループハウスの管理は、指定管理者に行わせることができるものとするものでございます。

第14条では、指定管理者の指定の手続でございます。指定管理者の指定を受けようとするものは、町長に申請をしなければならないということで、4項まで定めております。

第15条は、指定管理者の指定等の告示でございます。

第16条は、指定管理者による管理の基準でございます。

第17条では、指定管理者の業務を挙げております。

第18条は、事業報告書の作成および提出を挙げているところでございます。

第19条は、規則への委任でございます。この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定めるというもので、付則、この条例は、平成21年12月1日から施行するものでございます。

別表（第6条関係）でございます。使用料、月額2万円と定めるものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

条例上の内容について、まず3点お尋ねします。

1つは、1ページ目の5条の2であります。ここにありますが、別に定める甲良町グループハウス入居審査会の意見を求める。別に定めるという点ですので、既にこのグループハウスの入居審査会の規則なり、運営なりが定めていると思いますが、これができているのかどうか、お尋ねします。これが1点です。

2つ目は次のページです。10条の(6)、各号に掲げるもののほか、入居を継続しておくことが著しく不適當であると町長が認めるとき、非常に漠然としていますので、具体例や想定をしたもの、どういう場合があるのかとい

うことを、どういうことを想定をされているのか、(6)についてご説明願いたいと思います。

3点目は、19条であります。規則への委任、必要な事項は別に定めるということで、規則がつけられることが書かれています。この規則は、既にできていましたら示していただきたいし、その作成状況、また作成されている内容がありましたらご説明願いたいというように思います。まず3点であります。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの3点のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、第5条の関係でございます。2項の入居審査会は、規則で定めていきたいということで、原案は作成しているんですけど、まだ決裁までは至っておりませんが、民生委員さん等を中心とした、そういった中での審査会を選挙をしていきたいという考えを持っているところでございます。

それから、第10条の6号でございます。入居を継続しておくことが著しく不適當であると町長が認めるときというときの、これは今後の入居に対する先の想定事項になるわけでございますけども、あくまで自立した生活ができる方ということで規定しておりますので、その自立生活がちょっと困難じゃないかなと認められたときには他の政策等を持っていきたいということで、こういう場合には一応取り消しということもあり得るということでございます。

それから、もろもろのいろいろとご質問等、今までの協議会なり、委員会の中でいただいたご意見等もありますし、審査委員会の細かい基準と、そういったものを別に規則の委任でございます、定めていきたいということで、今後、原案は一応策定はしておりますけども、まだ決裁までは至っていないということでご了解をお願いしたいというように思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、2ページの方の10条の6、自立が困難になった状況を想定するというので、4条の入居対象者との関連で町長が判断するというように見ればいいのだと思いますが、それで間違いなければ。さらに、その継続しておくことが著しく不適當であると町長が認める範囲が、さらにその以外ですね、4条のところ、独立した生活に不安があるが基本的に自立して生活を営むことができる者から外れたものになるわけですので、それ以外も想定をされましたらお答え願いたいというように思います。

それから、職員の配置について、どういふようにされるのかというところであります。

それから、基本的に生活を営むことができる者、できないようになった者については、病気になったときもありますし、一時的なものもございます。これはどういうように対応をするのか。つまり、私の質問は、入居者同士が助け合うと。つまり、一時的な病気もございます。この入居資格に触れなくて、例えばインフルエンザとか、けがとかいうのが、普通家族と一緒にしたら家族がケアするということがあります。この5人の定数の中で、お互い助けるといふのを想定されているのかということですね。

それから、もう一つは、3点目は、町の直轄管理ということで議案の提案をされたときに説明がありました。指定管理の可能なところ、条例は設置するが、当分の間直轄管理だというわけですが、その当分の間といふのはどれぐらいの範囲が想定をされているのか、よろしくお願いします。ご説明をお願いします。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 まず、職員の、特に配置につきましては、そのグループハウスに対しては職員は配置しないんですけども、また12月議会でも制定をお願いしますこちらの方の支援センターなり、そういったところの事務的な機能を充実させていきたいということで、多少ヘルパーの資格等を持った方を充足をしていきたいということと、後の監視体制につきましては、全員協議会の中でも述べましたとおり、夜間につきましては緊急通報なり、職員の連絡網なり、そういったもので対応もしていきたいということでございます。

また、病気になりました方につきましては、これは家族さんがおられる方もあろうと思います、できればそういう方をお願いするのと、それが無理な場合はいろいろ福祉施策もありますので、そういったものの活用も考えていきたいということでございます。

それから、指定管理をするのか、めどはということでございますけども、一応指定管理をすることができるという、他町でもそういう前例がありますけども、甲良町におきましては、今のところ当面そういうことはありません。ただ条例として将来的に対応するためのもので上げているということでご理解をいただきたいなというように思います。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に、病気になったときの対応と、それから職員の配置の問題で疑問が残りますので、お答え願いたいんですが、病気になったとき、家族さんがおられるというので、家族が助け合いができない方の入居が対象になっていますので、私は矛盾をするというように思うんですが、5人が共同生活を営むということから見れば、このハウス内での入居者同士が助け合うこ

とを想定をし、そして職員が何らかの手助けをするということがあるのかどうかですね。

それから、もう一つは、職員の配置の問題では、特別に職員配置をしないということでありましたが、質疑の中でも出ました、24時間の対応で、町の施設でありますから支援センターと連携をできない時間帯があります。そういうのをどのようにするのかという点では不明確さを残すと思うんですが、お答え願いたいと思います。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 決して家族が全くないということも、これは限定もできませんので、家族があっても単独で生活している方もおられますし、できればそういう方に協力がいただければお願いしたいと。また、今、議員のおっしゃる助け合いによりまして、同じグループハウスで生活する者同士が助け合いをいただければ、それは結構ですけども、それ以外の方につきましては行政が携わってもいきたいというふうに、それは思っているところでございます。

それから、体制ですね。24時間体制。夜間等の管理システム。昼間、支援センターの職員、そこへ一応増員も考えています。やっぱりヘルパー等の資格なんかを持った方も置いていきたいという思いは持っています。そのことと、夜間につきましては職員も、これは常時ですけども、いろんな情報が入ってくるのと同じように連絡網を敷いておきたいということで、夜間当直者、役場の日直なり、私どものかかわるものの携帯番号等を掲載しながら、それから夜間緊急通報システムの活用なんかをしながら、十分管理体制を敷いていきたいという考えを持っているところでございます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

私の質問に答えていただいて、私が不安を持っている点がますます増幅されたように思います。この制度そのものについて、そしてまた運営についても、構想は、私はいいものだというように思います。つまり、核家族に進んでいく中で、そういうケアの必要なお年寄りが生まれてくる。この体制に整えていくという点では大事なところだと思いますが、まだまだ庁舎内、担当課の中で十分な議論、そして十分な体制を運営していく上での構想上の制度設計の上での、私は不十分さを指摘しないわけにはいきません。

そういう点で、反対討論として、このグループハウスの設置の条例について、再度十分なる検討をしていただきたいということを申し述べたいというように思うんです。

1つは、当分の間、町の直轄ということではありますが、職員配置は欠かせません。町の施設でありますので、いろんな不測の事態が生まれる。そして、そこに、現場にいたからこそ対応ができる問題でありますし、離れたところの職員に直接担当で通報があったりしても、なかなかすぐに対応ができるものではないというように思うんです。その点で、私は子育てセンターやデイサービスのセンターの職員と兼務をするという発想自体が私は不十分だと思いますので、ぜひ考え直していただきたいというように思うんです。24時間対応の施設であることから、やはり責任は免れません。その点でも、私は確立をさせてスタートしていただきたいというように思うんです。

それから2つ目に、町内での必要不可欠な事業かどうかという点でアンケートをとるなり、ニーズをとるなりということがされていないのが質疑の中でも明らかになってまいりましたが、ひとり暮らしの不安になるということは、その地域そのもので、その町、その字が対応できないということにつながっていきます。ですから、私はその対応できない字の状況をどういうように構築していくかということ自体の方が私は大事な視点だというように思います。それは、住みなれたところで老後を暮らしたいというお年寄りの願いと、そして、それを支える周りの地域の人の温かい状況がそこから生まれていることから見てもなかなか、例えば新しい施設ができて、別の字から移動をする、そういう点ではなかなかできないところでありますし、同一家族の中でも決断が踏み切れない状況だと思いますので、そういう点では、そのニーズの把握、町民がどういうように希望をしているのか、そして入居をぜひしたいという方が現実にあるのかというニーズをぜひつかんでいただきたいと思います。

そういう点から見ても、私は制度の設計、そしてそこから生まれる条例の立案自体に、審議経過を見ても拙速な条例の内容だというように指摘せざるを得ないんです。入居ニーズをしっかりと把握して、十分に検討しながら出し直していただくことを提案をして、反対討論とするものであります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第20 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配付いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第21 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配付いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

山崎町長。

○山崎町長 9月定例会、9月5日に招集いたしまして、その後、非常に長期間にわたりまして提案いたしました全議案、慎重にご審議いただきました。すべての議案を原案どおり可決していただきまして、まことにありがとうございます。

審議過程の中でいただきましたご意見につきましては、すぐさま行政執行の中で活かしていきたいというように思っております。本当に長期間にわたりまして9月定例会、ご審議をいただきましてありがとうございます。

○山田議長 これをもって、平成21年9月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時25分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 山 崎 昭 次